様式第4号(第11条関係)

田野畑村指令　第　号

住所

氏名

　年　月　日付けで申請のあった　　　年度田野畑村奨学金返還支援助成金については、田野畑村補助金交付規則(昭和37年田野畑村規則第2号)第5条の規定により、次の条件を付して交付することに決定したので、同規則第7条及び同助成金(有資格者人財確保対策)交付要綱第11条の規定により通知します。

年　　月　　日

田野畑村長

1　交付決定額　　金　　　　　　　　　円

〈参考〉　支援上限額　　　　　　　　　円

交付済み額　　　　　　　　　円（　年度～　年度）

2　条件

(1)　田野畑村補助金交付規則及び田野畑村奨学金返還支援助成金(有資格者人財確保対策)交付要綱を順守すること。

(2)　申請者は、助成金交付申請書を提出した日から1年以内に、離職などにより申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を村長に報告しなければならない。

(3)　村長は、助成の認定をした者の申請書に虚偽の記載等が認められたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該部分に関し既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずることがある。